

## 軽井沢町 新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年4月7日（令和4年7月15日改正）  
軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症について、第5波以前の経過は、長野県の基本的対処方針に記載されているため、省略する。

政府は、令和3年7月以降、新型コロナウイルス感染症の第5波による新規感染者の拡大に伴い、医療提供体制への負荷、感染状況等の分析・評価を繰り返し実施し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域・期間の見直し・変更を行い、緊急事態宣言区域を、最大21都道府県に発令し、まん延防止等重点措置区域についても、最大12県に対して発令した。

令和3年9月28日に、再度分析・評価が行われ、全ての都道府県が、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域に該当しないこととなったため、令和3年9月30日を持って、すべて解除されることが決定した。

県は、独自の基準により、圏域毎に感染警戒レベルを設定し、特別警報を発出していたが、全県の感染拡大や医療提供体制への負荷低減を目的に、全県に対し、令和3年8月20日から9月12日まで、感染警戒レベルを5に引き上げ、特別警報Ⅱを発出し、併せて医療非常事態宣言を発出した。

令和3年9月13日、全県の感染警戒レベルを4に引き下げ、特別警報Ⅰを発出し、医療非常事態宣言が解除され、医療警報が発出された。

町は、令和3年4月23日に、政府が緊急事態宣言を発令したことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく町対策本部を設置し、長野県新型コロナウイルス感染症対策方針及び長野県の基本的対処方針により、感染症対策を推進してきた。

令和3年9月30日を持って、全ての緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されたことに伴い、町対策本部を任意のものに移行した。

県内では、令和3年9月27日に感染警戒レベル4を解除して以降、各圏域における感染警戒レベルの引き下げが続き、10月20日には、全圏域でレベル1となった。その後、一部地域で感染拡大が認められたものの、11月8日以降全圏域でレベル1の状況が続いている。

令和3年11月30日に、南アフリカで発生した感染力の強い変異株オミクロン株の感染者が、日本で初めて確認され、急速に従来株との置き換わりが進み、年末年始の人の移動に合わせ、全国的な感染拡大が進んできた。

県は、佐久圏域に対し、12月23日に感染警戒レベルを2に引き上げ、新型コロナウイルス注意報を、令和4年1月2日に感染警戒レベルを3に引き上げ、新型コロナウイルス警報を、発出した。

令和4年1月13日、県は、全圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、新型コロナウイルス特別警報Ⅰを発出し、感染警戒レベル5相当となった佐久圏域のうち、軽井沢町の感染警戒レベルを5に引き上げ、新型コロナウイルス特別警報Ⅱを発出した。

令和4年1月26日、県は、入院者数の増加による医療のひっ迫を避け、療養者、濃厚接触者の増加による社会機能の低下を防ぐため、1月27日から2月20日までの間、全ての圏域について感染警戒レベルを6とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を講じることとした。

これまでの取り組みにより、爆発的な感染拡大に歯止めをかけることはできたが、新規陽性者数は依然として高止まりとなっている。これまでの経過から、人の移動が増加する時期に感染が拡大していることから、年度末・年度始めや大型イベントを安心して迎えるため、県は、令和4年2月18日に、「まん延防止等重点措置」の期間を3月6日まで2週間延長することを決定した。

県は、令和4年1月27日から全県に適用していた「まん延防止等重点措置」は3月6日をもって終了し、3月7日以降は圏域の状況に応じた感染計画レベルとして対策を講じることとした。

オミクロン株（BA.1系統）による爆発的な感染拡大を受け、長野県を含む最大36都道府県に対して適用された「まん延防止等重点措置」は、2月中旬以降順次縮小され、3月21日をもってすべて解除された。

その後、新規陽性者数が低いレベルまで減少した地域もある一方で、オミクロン株（BA.2系統）への置き換わりが進み、十分に減少しないまま増加に転じ、過去最多を更新する地域も、特に地方で多く見られるなど、感染状況の推移に差が生じた。5月中旬以降は、新規陽性者数が多くの地域で減少傾向となっていたが、6月末には全国的に増加に転じ、7月以降急速に増加している状況である。

新規陽性者数の増加に伴い、療養者数は増加し、病床利用率は総じて低水準にあるものの上昇傾向にある。重症者数や死亡者数は低水準で推移している。

県においては、1月27日から3月6日までの間の全県を対象地域とした「まん延防止等重点措置」の適用等により新規陽性者数がいったん減少に転じたものの、BA.2系統への置き換わりが進んだ3月中旬以降、再び増加に転じ、4月13日には1日の新規陽性者数が868人と過去最多を記録した。その後、確保病床使用率が25パーセントを超えたことから、第6波で2度目となる「医療警報」を4月20日に発出し、高齢者、基礎疾患をお持ちの方やその家族に対する注意喚起や保健所業務の重点化等によ

り対応を行った。新規陽性者数は、大型連休後には一時増加に転じる局面もあったが、ワクチン接種の進展等により増加に歯止めがかかり、確保病床使用率も低下したことから、5月23日に「医療警報」を解除した、その後、新規陽性者数及び確保病床使用率は減少が続いたが、6月末に新規陽性者数が増加に転じ、7月に入り急速に増加している。

この間、従前の流行株と比べて感染力が高い一方、重症化リスクが低いというオミクロン株の特性に鑑み、医療のひっ迫状況を反映させるなど、感染警戒レベルの基準について実情に即した見直しを行った。

また、国が示したマスクの着用の考え方を踏まえ、より実態に即した目安として「マスク着用についての目安」を示すとともに、「信州の安心なお店」認証制度における基準を見直すなど、県民や事業者が効果的な感染防止対策をとることができるよう取り組んできた。

現在、第7波の入り口に差し掛かっている状況であることから、医療提供体制を安定的に維持するため、迅速な対策の実施、必要な対策の継続、ワクチン接種の促進に取り組む必要がある。

また、これまでの知見に鑑み、医療・検査体制を維持・拡充させていくとともに、感染状況に応じ、長引くコロナ禍により影響を受ける住民・事業者を支援しながら、社会経済活動を再生・復活させるため、産業の回復とさらなる成長を推進していくことが重要であることから、下記のとおり対応する。

## 記

### ○予防策の周知徹底

- (1) 「密閉」「密集」「密接」の3つの条件が同時に重ならないよう工夫する旨を周知する。
- (2) 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い）を徹底するよう周知する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けがつかないため、定期的な検温など健康観察を行うとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控えること及び医療機関内における感染防止のため、直接医療機関を受診することは避け、心配な時は速やかにかかりつけ医や保健所に電話で相談するよう周知する。

併せて、家族の方に発熱等の症状がある場合は、食事や寝る部屋を分け、マスクをつけ、手で触れる共用部分を消毒するなど、家庭内における感染防止に取り

組むよう周知する。

- (4) 一般の事業所については、在宅勤務や時差出勤、交代制勤務などによる勤務時間の分散等を推進し、職場における人の密度を下げ、手洗いの励行、マスクの着用、定期的な換気など感染防止策を徹底すること及び休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされているため、休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めるよう周知する。さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示し、お客様に感染防止策に協力いただくことについて、呼びかけるよう周知する。

また、使用済みのマスクやティッシュは、ごみ袋の空気を抜いて、しっかりしばって封をするなど適正に処理し、感染予防にこころがけていただくよう周知する。

なお、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられるため、県に相談するよう周知する。

- (5) 食品等生活必需品を販売する店舗については、レジで並ぶ際に、お客様の間隔を空けるなど感染防止策を徹底するよう周知する。

#### ○感染防止対策と社会経済活動を両立させるための取組

「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月15日以降）」（令和4年7月15日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）」に準じるものとする。

#### ○町内で感染者が発生した場合の対応（県が発表する感染者の情報による。）

- (1) 感染者に保育園又は学校に通う子ども（児童館及び放課後こども教室を利用している者を含む。）がいる世帯の場合  
教育委員会の基準による。

(2) その他の場合

感染者が町民、別荘滞在者、観光客、民間企業等の従業員である事にかかわらず、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、手指の消毒）など基本的な感染防止策を徹底するよう呼びかける。

感染が拡大している地域への往来については、必要性を検討し慎重に判断するとともに、高齢者等重症リスクの高い方は、できるだけ往来を控えるよう呼びかける。

あわせて、新型コロナウイルス感染症は、注意していても誰もが感染する可能

性があるもので、感染者や医療従事者などへの不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をとるよう呼びかける。

※感染者の情報管理については、県が行う。

○近隣市町村で感染者が発生した場合の対応（県が発表する感染者の情報による。）  
県が発表した情報を周知する。

○会議の開催について

会議は、原則として「新しい生活様式」を遵守したうえで開催することとし、書面開催及びw e b会議の活用を推進する。

○各施設の運営

町の各施設については、感染防止策の徹底を図りながら運営することを基本とするが、感染の拡大が顕著になった場合には使用停止を検討する。

○町主催イベント等

今後、イベント等の開催を検討する場合は、「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月15日以降）」（令和4年7月15日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）に準じて対応する。

○町立小中学校

「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月15日以降）」（令和4年7月15日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）に準じて対応する。

○健診等について

町が実施する特定健診、いきいき健診、各種がん検診、結核検診、歯周疾患検診は、状況により中止する場合がある。

○軽井沢病院の対応

発熱、咳、痰、鼻水、喉の痛み、だるさ、味覚・嗅覚障害等の症状で、受信を希望される場合は、直接来院することなく、事前に電話連絡を依頼し診察を実施する。

来院の際には、マスクの着用と手指消毒の実施をお願いする。

正面玄関において、来院者全員の検温を行い、外来患者で発熱のある場合は特設診

療室にて診察する。

入院患者についても入院手続き時に検温と問診を実施する。

夜間休日についても同様に来院者全員の検温と問診を実施する。

また、全病棟面会禁止とするが、状況により変更する場合がある。

(添付書類)

1. 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月15日以降）～適切な感染防止対策の継続と状況に応じたメリハリある行動による感染再拡大の抑止と社会経済活動の再生・復活～
2. 第7波の入口における当面の対策
3. 信州版「新たな日常のすゝめ」
4. 信州版「新たな会食のすゝめ」
5. 信州版「新たな旅のすゝめ」
6. 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」